科 伽

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号: 32409

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K08572

研究課題名(和文)救急・集中治療における一般の脳死判定の現況と患者対応に関する研究

研究課題名(英文)Current Status of General Brain Death Diagnoses in Emergency and Intensive Care

in Japan

研究代表者

荒木 尚(ARAKI, TAKASHI)

埼玉医科大学・医学部・准教授

研究者番号:30287677

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文):わが国では臓器提供を前提とした場合のみ脳死を人の死と認め、極めて厳密な脳死判定が実施される。一方臓器提供を前提とせずとも、脳機能の医学的評価として実施される脳死(一般的脳死)判定が存在する。この研究では一般的脳死判定の現況と家族対応について調査したが、多くの施設で無呼吸テストは実施されずに脳死と判断されていた。一方家族には脳死と説明されており厳密には齟齬と考えられる。終末期の定義となる脳死の診断の在り方に問題を提起したい。

研究成果の概要(英文): In Japan, brain death is recognized as death of a person only when it is assumed to provide organs, and a very strict brain death determination is carried out. On the other hand, there is a brain death (general brain death) determination that is performed as a medical evaluation of brain function without assuming the provision of organs. In this study, we investigated the current situation of general brain death determination and family correspondence, in many institutions, it was judged that the patient was brain dead without conducting an apnea test. On the other hand, the family explained that "the patient is brain dead", it is strictly considered inconsistent. I would like to raise a problem in the way of diagnosis of brain death which defines the end of life.

研究分野: 脳死 終末期医療

キーワード: 脳死 救急 集中治療 生命倫理

1.研究開始当初の背景

救急・集中治療の発達に伴い、新たに生み 出された「脳死」という医学的概念が、人間 社会における死の位置付けを変化させたこ とは、多くの医療従事者が認めるところであ る。果たして「脳死を人の死」と考えるかと いう命題について、はるか医学の領域を超え 生命倫理、法律、宗教、医療経済等の側面に ついて幅広い議論が繰り広げられてきた。医 学の領域では、脳死の病態や脳死判定基準を 巡り、世界的に多くの基礎・臨床研究結果が 蓄積されており、現在、全脳機能の不可逆的 停止すなわち脳死は、「予後絶対不良の指標」 として位置付けられている。その結果、特に 海外では、脳死の診断を以て延命措置が中止 され、終末期の全身管理へ移行する等、治療 方針のギア・チェンジが行われることも稀で はない。

わが国では、長きに渉り行われてきた社会的 議論を踏まえ、「<u>脳死下臓器提供」を前提とした場合に於いてのみ、脳死を以て死亡宣告</u> が可能とされる。更にその判定については、

「臓器の移植に関する法律」施行規則第2条 に、法的脳死判定(法第6条第4項に規定す る判断に係わる同条第2項の判定)として定 められ、その実施後も極めて厳密な検証が行 われる。このため、医療現場では現在も尚、 脳死判定とは臓器提供のために行われる医 療行為という印象が色濃く残されている。一 方、脳死下臓器提供を前提としない脳死につ いては、「臓器の移植に関する法律」の運用 に関する指針(ガイドライン)第7に、「法 は、臓器移植の適正な実施に関して必要な事 項を定めているものであり、脳死下での臓器 移植にかかわらない一般の脳死判定につい て定めているものではないこと。このため、 治療方針の決定等のために行われる一般の 脳死判定については、従来どおりの取扱いで 差し支えないこと。」と著されている。上記 に基き、わが国では、一般の脳死(以後:一 般的脳死)は法的に死を意味せず、またその 判定も法に具体的な定めはない。よって、一 般的脳死の判定は各施設が「従来の方法」に より実施し、その結果に基き、その後の患者 管理を行っているもの、と予測される。しか し、その実情や詳細について知るためのデー タは存在しない。

2. 研究の目的

当研究では、大学附属病院、日本救急医学会指導医指定施設、日本脳神経外科学会基幹施設又は研修施設、救命救急センター、日本小児総合医療施設協議会会員施設の救急・集中治療部門を対象としてアンケート調査を行い、一般の脳死判定実施の現状を把握し、予後不良が強く示唆される患者に対する医学的評価や家族説明がいかになされているかを分析することを目的とする。この分析結

果が、一般的脳死の位置付けを明らかにすることに止まらず、超高齢化社会を迎える現代における「臨終」の在り方を考える上で、重要な示唆を与えるものと考える。患者の終末期をいかに定義するのか、一定の基準の必要性が高まっている現代、透明性の高い手法により正しい医学的評価がなされ、その判断を正しく家族に提示することが可能となれば幸いである。

3. 研究の方法

この研究は診療責任者に対するアンケート調査であり、通常の診療を超える医療行為の関与はない。また割り付けも存在しない観察研究である。患者への侵襲は一切なく、データ解析により探索的臨床研究となる。

大学附属病院、日本救急医学会指導医指定施設、日本脳神経外科学会基幹施設又は研修施設、救命救急センター、日本小児総合医療施設協議会会員施設、計390施設の救急・集中治療部門の責任医師を対象として行った。アンケート用紙を郵送にて送付し返信期間を設け、締め切り後各項目について集計を行った。各質問事項を解析するため調査項目は選択式と自由記載を用い、自由記載の内容については文面を保存する形で集約した。

アンケート調査項目:

- 病院概要・ICU 病床数・年間入室数・医 師数など
- 年間救急入院総数など
- 脳死判定について:年間の法的脳死判定数・臓器提供数・年間の一般的脳死判定数・判定者・判定基準など
- 終末期判断について:どの基準を用いて いるか・学会提言を利用しているかなど

脳死についての自由記載

例 1: 貴施設では脳死であろうと思われる患者を診療した経験がありますか?

例 2:一般的脳死という概念があることを知っていましたか?

例 3: 貴施設では一般的脳死の診断を行っていますか?

例 4:あなたは、日本救急医学会・日本集中 治療医学会・日本循環器学会3学会合同によ る「救急・集中治療における終末期医療に関 するガイドライン」を知っていますか?

例 5: あなたは一般的脳死の診断について、 どのようにお考えですか?(複数可)

例 6:脳死(法的脳死、一般的脳死)に関するご意見、日本の終末期医療の将来像など、 について自由なご意見を下にご記載下さい.

<研究の期間>

<u>2016</u> 年 10 月 1 日 ~ 2017 年 11 月 30 日 (1 年 2 月間)

4. 研究成果

回答施設について

公的施設 81(38.0%)、民間病院 58(27.2%) 大学病院 45(21.2%)の順位であった。

- (1) 回答者の専門領域について 救急科 141(56.6%)、脳神経外科 45(18.1%)、 集中治療科(一般)37(14.9%)の順であり、 一般小児科は1(0.4%)であった。
- (2) 救急診療体制について 2 次救急 158(38.6%)、3 次救急 138(33.7%)、 1 次救急 103(25.2%)であった。
- (3) 年間救急入室件数について 501-1500 件 53(25.7%)が最多、3001-10000 件 48(23.3%)、1501-3000 件 37(18.0%)の順であった。
- (4) 救急部門における年間死亡退院数について
- 50 件以下 55(26.7%)、51-100 件 43(20.9%)、101-150 件 38(18.4%)と比較的少数であった。
- (5) 脳死判定を行う事が出来る医師数については、専門医 4-10 名と回答した施設が最多 105(54.4%)であり、専門医 11 名以上とした施設が 27 (14.0%) 次いで専修医9(14.5%)であった。
- (6) 脳死であろうと思われる患者の診療経験については、「判定はされていないが脳死と考えられる患者の診療経験がある」110(51.6%)、「脳死判定された患者の診療経験がある」87(40.8%)とされ、「全くない」とした回答が14(6.6%)存在した。
- (7) どのように両親・親族等に脳死と言う言葉で状態を説明したかという問いについては、「脳死であるとはっきり言った」125(64.8%)、「脳死という言葉は使わなかった」37(19.2%)となり、脳死という語彙が使われている傾向にあった。
- (8) 脳死診断の経験がある場合、その原因に ついては頭部外傷が最多109(28.0%)であ り、溺水などの低酸素脳症に関連した事 故88(22.6%)と外因性救急疾患が大勢を 占めた。
- (9) 脳死判定基準についての質問では、法的脳死判定基準について「よく熟知している」101(49.0%)、大まかには知っている105(51.0%)と回答した。一方小児の法的脳死判定基準については「大まかには知っている」131(63.6%)、「よく熟知している」48(23.3%)と回答された。「知らないし知る必要がない」との回答が2(1.0%)存在した。
- (10) 一般的脳死については、一般的脳死という概念があることを知っていた166(80.6%)に対して、39(18.9%)が知らなかった。また、一般的脳死の診断については、「現場判断(診療科カンファレンス等)を通し必要に応じて行っている」とした回答が96(46.2%)と最多であった。一方87(41.8%)が「特に行っていない」と回答した。

- (11) 一般的脳死診断をどのように行っているかについては、51(42.5%)が「施設の定めた判定基準を用いている(無呼吸テストなし)」と回答し最多であった。法的脳死判定基準に沿って実施する施設は37(30.8%)であった。
- (12) 一般的脳死の診断は 106(76.3%)施設で専門医が行っており、4 施設(2.9%)では研修医が実施していた。
- (13) また、無呼吸テストを行っていない と回答した施設に対し、その理由を質問 したところ「予後や治療方針の説明には、 脳幹反射消失や平坦脳波で十分である」 との回答が34(59.6%)と最多、20(35.1%) 施設が「無呼吸テストは侵襲が高く、危 険である」と回答した。
- (14) 年間行う一般的脳死診断の回数に ついては28(23.5%)施設が6-10例と回答 し最多であり、一般的脳死を診断した後 の患者管理については「昇圧剤の増量な ど積極的な延命を控える」と 85(60.3%) 施設が回答した。また「家族の承諾を得 て現行の延命治療を中止する」と 18 施設 (12.8%)が回答した。
- (15) 法的脳死判定の経験については、90 施設(43.7%)に実施した経験があり、60 施設(29.1%)が実施されたことはないが体制整備は完了していた。しかし 17 施設(8.3%)は体制が無く実施の可能性がないと回答した。一方、「本人の意思や家族から臓器提供の希望が確認された時にはどうするか」との問いに対しては「意思の実現のために可能な限り法的脳死を診断する」と 152 施設(72.7%)が回答していた。一年間に法的脳死判定の可能性があった数としては、90 施設(43.7%)が全くないと回答し、23 施設(11.1%)は 5 例以上可能性があったと回答していた。
- 最後に、終末期の判断について「救 (16)急集中治療における終末期ガイドライ ン」を知っているとした 118 施設(57.3%) に対して、全く知らない 14 施設(6.8%) と格差が明らかであった。また同ガイド ライン上に「不可逆的な全脳機能不全」 が入っていることについては 105 施設 (55.3%)がよく知っていると回答した。更 にこの「不可逆的全脳機能不全の診断は どうあるべきか」という質問に対しては、 「無呼吸テストを除いた一般的脳死の診 断であっても問題はない」と 85 施設 (44.7%)が回答し最多であった。その他厳 密でなくともよいとした回答は 12 施設 (6.4%)に認められた。「北米における脳死 診断や終末期対応について興味がある」 と 193 施設 (88.7%) が回答した。最後に 「一般的脳死についてどのように考える か」という質問に対しては、「治療方針や 予後説明のためならば、脳死診断は厳密 でなくても良い」が最多であり、91施設 (24.0%)が回答していた。

治療方針の決定等のために行われる「従来 どおりの取扱い」とはどのような実情にある のかという発露により当研究は実施された。 わが国では、一般的脳死は法的に死を意味し ないため、脳死診断を以て死亡宣告がなされ ることはない。超高齢化社会の「臨終」の在 り方を考える上で、終末期ガイドラインは多 くの示唆を与えるが、その第一項に挙げられ る「全脳機能の不可逆的停止」は延命治療の 中止を示す性質のものではない。よって多様 な施設判断が調査結果に反映されることが 予測された。

回答施設の特徴として、公的施設、民間病 院、大学病院の救急科、脳神経外科、集中治 療科からの回答が主勢を占めた。年間救急搬 送件数 10000 件以下の 2 次 3 次救急病院が多 く、死亡退院数は多岐に渉った。一般的脳死 判定は専門医資格を保有した医師が複数以 上勤務する施設に於いて多くなされており、 90%以上の施設において脳死と思われる患者 の診療経験がなされていた。以上より、一般 に救急診療を標榜した施設では、標準的に脳 死が疑われる重篤な中枢神経疾患の対応が なされており、専門医資格を有する医師が治 療や管理を行っている現状が示唆された。一 方両親や家族に対しては「脳死である」とい う語彙が通常使用されている傾向にあり、特 に頭部外傷を主とする外因性救急疾患の場 合にそのような状況に至る可能性が高いと 考えられた。

-般的脳死の実施は、現場判断を通し必要 に応じて行われると回答した施設が最多で あったが、一方また多くの施設に於いて「無 呼吸テストを除いた施設判定基準」が用いら れていることは極めて興味深い。本来臓器提 供の有無に関わらず、全脳機能の不可逆的停 止を診断する際、無呼吸テストは延髄呼吸中 枢の機能評価として位置付けられている。わ が国では「脳死とされ得る状態」という概念 が発生した経緯にも示されている通り、無呼 吸テストへの忌避感が強い。その理由として は生体への侵襲や状態悪化への懸念が歴史 的に指摘されてきているが、テストの安全性 や脳死診断上の意義について多くの報告が 国内外から為されており、安全性への懸念は 科学的に立証されたとは言えない。更に厳密 に言えば、無呼吸テストを実施しない脳死は 正確な診断とは言えず、米国のドナー患者に 対する脳死診断の多様性を調査した報告に 拠れば、無呼吸テストを行わずに臓器摘出が 行われた経緯は生命倫理的に適切ではない と述べている。更に興味深いことは、無呼吸 テストを実施しない理由として「予後や治療 方針の説明には、脳幹反射消失や平坦脳波で 十分である」と回答した施設が多いことであ る。この回答は最終質問にある「一般的脳死 についてどのように考えるか」という質問へ の回答にも共通するが、91 施設(24.0%)が「治療方針や予後説明のためならば、脳死診断は厳密でなくても良い」という見解の倫理的な考察については、専門的検討を要するであろう。

終末期患者への合理的かつ実践的対応の 導入は、超高齢化と共に多死社会を迎える現 代の日本において喫緊の課題の一つである。

日本救急医学会・日本集中治療医学会・日 本循環器学会3学会からの提言として「救急 集中治療における終末期に関するガイドラ イン」が公表され、その第一項に「全脳機能 の不可逆的停止」と記載されている。このこ とから、日本社会における「一般的脳死」は <u>延命治療中止の正当性を担保する根拠とし</u> て解釈することに問題はないものと考えら れる。更にガイドラインは、「医療者と患者 家族は、治療方針について十分な説明と正し い病態の理解などを経ながら、相互の信頼関 係を構築することにより延命治療の差し控 え等の決定を行う」ことを推奨している。医 学的情報に関する国民のリテラシーは情報 化社会において日々向上しており、不適切な 診療に対する国民の関心は今後さらに拡大 するものと考える。また医療不信や医療改革 に呼応するように、専門医資格や施設認定の ため厳格な基準が設けられガバナンスの浸 透は終末期医療に於いても一定の要求を満 たす必然にあるものと予測する。無呼吸テス トを実施しない「全脳機能の不可逆的停止」 が「脳死」として家族へ説明される倫理的正 当性については今後の検討を要する。少なく とも臓器提供を前提とした法的脳死におい て無呼吸テストは必須であり、医学的検証に おいて過去不適切と判断された脳死下臓器 提供は存在しない。脳死の二重基準を有する 日本社会において、質の異なる脳死診断が許 容されうるかについて、関連学術団体の考え 方また社会通念を捉えながら、継続した観察 が必要であろう。

患者の人生の終末を定義する医学的判断の正確さには、患者本人や家族の価値観も大きく反映されるであろう。医学的な正確さが必ずしも患者・家族にとって Comfort を与えるとは限らない場合もある。国民の価値観の多様性に対して豊かに対応できる体制を構築し、体制を円滑に機能させるために、終末期の在り方に個々の医療従事者がいかに対峙すべきか、脳死診断の問題を通して考察し、報告を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

1. Araki T, Yokota H, Ichikawa K. A survey on pediatric brain death and on organ transplantation:how did the law amendment change the awareness of pediatric healthcare providers? Childs Nerv Syst, 33:1769-74.2017 查読有 DOI 10.1007/s00381-017-3528-5

2. <u>Araki T</u>, Yokota H, Fuse A. Brain Death in Pediatric Patients in Japan: Diagnosis and Unresolved Issues. Neurol Med Chir. 56. pp1-8. 2016 查読有

DOI: 10.2176/nmc.ra.2015-0231

3. <u>Araki T</u>, Yokota H, Ichikawa K, Osamura T, Satomi A, Tsuru T, Umehara M, Niitsu T, Yamamoto T, Nishiyama K. Simulation-based training for determination of brain death by pediatric healthcare providers. Springerplus. 4. pp412-15. 2015 查読有 DOI: 10.1186/s40064-015-1211-4

[学会発表](計 5件)

- 1.<u>荒木尚</u>. 救急・集中治療における臓器提供を前提としない脳死判定と患者対応の現況について. 第 30 回日本脳死・脳蘇生学会総会・学術集会. 2017
- 2. <u>荒木尚</u>. 多死社会における脳死の位置付けについて 臓器提供を前提としない脳死に関する全国調査より 第45回日本救急医学会総会・学術集会. 2017
- 3 . <u>Araki T</u>. Determination of Brain Death: Global Variations and Japan.
 The 12th Symposium International

The 12th Symposium Internationa Neurotrauma Society. 2016 (招待講演)

- 4.<u>荒木尚</u>、市川光太郎. 小児医療従事者に対する脳死判定教育の試み. 第 43 回日本教 急医学会総会. 2015
- 5.<u>荒木尚</u> 横田裕行.小児の脳死判定と諸 問題についていかに研修するか.第 28 回日 本脳死脳蘇生学会総会・学術集会.2015

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織(1)研究代表者

荒木 尚(ARAKI, Takashi) 埼玉医科大学・医学部・准教授 研究者番号: 30287677